加入者各位

柔道整復師(接骨院)にかかるとき

「接骨院」「整骨院」「ほねつぎ」などの看板を掲げる、柔道整復師の施術を受ける人が、施術は、健康保険で受けられる場合もありますが、健保の対象となるのは定められた条件を満定し、使していた。

●柔道整復師(接骨院)の場合

骨折、脱きゅう、打撲、ねん挫、挫傷(筋損傷)で柔道整復師の施術を受けた場合 健康保険の給付が受けられます。

ただし、骨折、脱きゅうについては医師の同意が必要です。

☆ 次のような症状で受療した場合は保険診療にはなりません。

日常生活における単なる疲れ、肩こり スポーツなどによる肉体疲労、筋肉痛 医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア 脳疾患後遺症などの慢性病 症状の改善がみられない長期の師術(腰部捻挫等) 医師の同意がない骨折、脱きゅう

●はり、きゅうの場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症など 慢性的な痛みのある病気で鍼灸師の施術を受けた場合に限り、健康保険の給付が受



●マッサージを受けた場合

<u>医師の同意を得て、筋マヒや間接拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、健康保険</u> **単なる肩こり、腰痛などの症状については認められません。**

ひかり健康保険組合ではみなさまの保険料をムダにしないため、医療費の適正化に取り このため、施術を受けられた方に負傷原因、施術部位や回数などの 照会をさせていただくことがありますのでご協力をお願いします。

ひかり健康保険組合

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-16-15 光センタービル6F Tel 03-5951-7422 Fax 03-5951-9663

http://www.hikarikenpo.or.jp